

# 家族の命を住宅火災から守る 住宅用火災警報器



4月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となります。すべての部屋、台所、階段に設置が必要です。東京消防庁管内において、平成17年から平成21年6月



それ以上の住宅火災1件当たりの損害額を比較した結果、約580万円も差があることがわかりました。まだ住宅用火災警報器を設置していない方は、早く設置しましょう。

## 高齢者等住宅用火災警報器給付事業

市では、対象となる世帯に1個、住宅用火災警報器を設置する事業を行っています。対象世帯 市内在住で、平成21年度の市町村民税が非課税の世帯のうち、次に該当する世帯  
65歳以上の方のみの世帯  
生活保護を受けている世帯  
身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯

愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯  
精神障害者保健福祉手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯  
中国残留邦人などの円滑な帰国の促進や永住帰国後の自立の支援に関する法律で支援給付を受けている世帯  
対象の住宅 借家でないこと  
平成16年10月1日以降に新築か改築した住宅でないこと  
スプリンクラー設備か自動火災報知設備を備えた住宅でないこと  
住宅内の各居室、台所、階段のすべてに住宅用火災警報器が設置された住宅でないこと  
申請期間 3月31日(水)まで

で申請に必要なものは、申請に必要なもの はんこ  
問合せ 地域防災課 防災安全係  
住所 東京都府中市  
電話 0120-2282-119  
利用時間 平日の午前8時30分から午後7時まで  
東京市内からかける場合に限り、利用できます。  
IP電話からは利用できません。  
12月28日(火)までご利用できます。  
メール (ikkin@metro.tokyo.jp) による相談も受け付けています。

秋川消防署  
595-0119  
差し押さえた不動産を  
公売します  
日時 2月16日(火) 午後1時  
場所 東京都庁第一本庁舎4階第1・2入札室  
物件 所在: 草花字下折立18番3  
登記地目: 雑種地  
地積: 135平方メートル  
見積価額: 214万円  
(公売保証金22万円)  
その他 公売は入札方式で行います。  
問合せ 徴税課 収納係

ごみ処理施設  
見学会を行います  
市では、ごみの処理状況を理解していただくため、市内のごみを処理している西秋川衛生組合の施設見学会を行います。  
期日 2月18日(木) (雨天実施)  
集合・解散 市役所東側玄関前: 午前8時40分集合、午前11時

50分ごろ解散  
五日市会館前: 午前9時集合、午前11時30分ごろ解散  
市の車を利用します。  
見学場所 西秋川衛生組合高尾清掃センター、御前石最終処分場  
対象 市内在住・在勤の方  
定員 15人(申込み順)  
費用 無料  
申込み・問合せ 環境課  
清掃・リサイクル係(直通558-1830)

## 高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算制度は、健康保険と介護保険の両制度における自己負担額(1)の合計が世帯(2)で高額になり、限度額(表)に500円を足した金額を超えた場合、超えた部分の金額について、それぞれの保険から支給される制度です。ただし、健康保険と介護保険のいずれかの自己負担額が0円の場合には対象になりません。今回の計算の対象となる期間は、平成20年4月から平成21年7月診療分までの

16か月間と、平成20年8月から平成21年7月診療分までの12か月間で、どちらか支給額が多い方を適用します。  
支給申請などの受付は、各年7月31日現在加入していた健康保険(3)が窓口になります。  
1: 食事代、差額ベッド代、高額療養費などは対象になりません。  
2: 同じ健康保険に加入している家族  
3: 被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険などの医療保険です。計算の対象となる期間にあきる野市の国民健康保険と介護保険、東京都後期高齢者医療保険に加入し変更のなかった方  
2月ごろに健康保険から対象の方に勧奨通知を送付

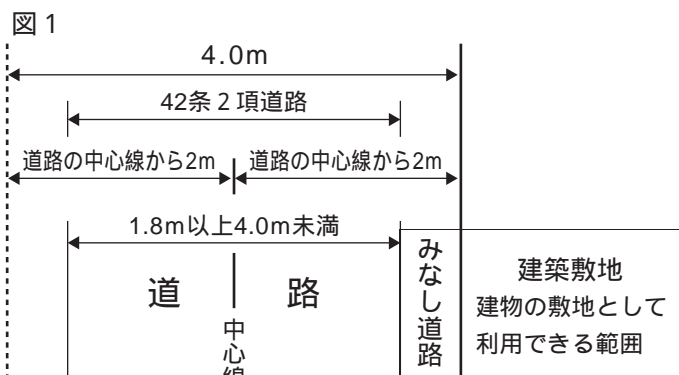
します。必要事項を記入して保険年金課へ提出してください。  
平成21年7月31日現在、社会保険や国保組合に加入していた方 平成21年7月31日現在加入の健康保険に、「介護保険自己負担額証明書」を添えて申請する必要があります。詳しくは、それぞれの健康保険にお問い合わせください。  
計算の対象となる期間に転入、就職、退職などで健康保険が変わった方 申請を受け付ける健康保険は、各年7月31日現在加入している健康保険になります。以前加入していた介護保険や健康保険から、「自己負担額証明書」を発行してもらい、申請してください。

自己負担額証明書の交付申請 健康保険に異動があった場合や介護保険の「自己負担額証明書」(4)が必要な方は、健康保険証、介護保険証、はんこ、振込先の口座番号が分かるもの(国民健康保険の場合は世帯主のもの)をお持ちの上、保険年金課が高齢者支援課の窓口で交付申請の手続きを行ってください。  
4: 自己負担額証明書の発行は、後期高齢者医療保険と介護保険については2週間程度、国民健康保険については2か月程度時間をいただきます。後日送付します。  
問合せ 保険年金課 国保係、保険年金課 後期高齢者医療係、高齢者支援課 介護保険係

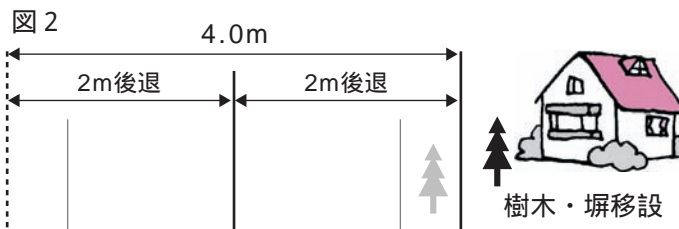
表 高額医療・高額介護合算制度の限度額

所得区分	後期高齢者医療保険 + 介護保険	被用者保険か国民健康保険 + 介護保険 (世帯内の70~74歳)	被用者保険か国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円 (89万円)		126万円 (168万円)
一般	56万円 (75万円)		67万円 (89万円)
住民税非課税世帯	低所得	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
	低所得	19万円 (25万円)	

注) ( )内は平成20年度制度開始による経過措置(平成20年4月1日から平成21年7月31日まで)の自己負担限度額



みなし道路用地は、固定資産税などの減免対象になります。



建築物を建築される方へ  
道路の中心から2mの後退にご協力を  
市内には、幅員4m未満で建築基準法第42条第2項(みなし道路)に指定されている狭い道路がたくさんあります。これらの狭い道路は、日常生活に不便なばかりでなく、特に住宅密集地で火災などが発生した場合

合は、消火活動に支障をきたして災害を大きくする原因ともなります。また、ごみの収集作業にも支障をきたす場合もあります。そこで、安全で快適なまちづくりのため、みなし道路に接する敷地に建築物などを建築する際は、「道路の中心から2m後退」していただきますようお願いいたします。  
問合せ 都市計画課 指導係